

## 船舶事故調査報告書

令和7年9月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 高橋 明 子

<b>事故種類</b>	乗組員死亡
<b>発生日時</b>	不明（令和6年6月3日 15時頃～4日 00時00分頃の間） （医師による死亡推定時刻：4日00時00分頃）
<b>発生場所</b>	不明（山口県 <sup>ひかり</sup> 光市 <sup>むろづみ</sup> 室積港南西方沖）
<b>事故の概要</b>	漁船 <sup>かいほう</sup> 海宝丸が底びき網漁の操作中、船長が落水して溺死した。
<b>事故調査の経過</b>	令和6年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海宝丸、4.8トン YG3-48981（漁船登録番号）、個人所有 11.32m (Lr) × 2.98m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、48.20kW、昭和59年2月6日 第291-40788号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照） 
<b>乗組員等に関する情報</b>	船長 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月27日 免許証交付日 令和5年9月28日 （令和11年2月19日まで有効）

写真1 本船

死傷者等	死亡 1人（船長）																																																																														
損傷	なし																																																																														
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好</p> <p>本事故発生場所北北西方約9.7海里（M）に位置する下松地域気象観測所における風向及び風速の観測値は次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>風向</th> <th>平均風速 (m/s)</th> <th>日時</th> <th>風向</th> <th>平均風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月3日</td> <td></td> <td></td> <td>6月4日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16時00分</td> <td>南南西</td> <td>2.7</td> <td>00時00分</td> <td>東北東</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>17時00分</td> <td>南</td> <td>1.5</td> <td>01時00分</td> <td>北北東</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>18時00分</td> <td>南</td> <td>1.5</td> <td>02時00分</td> <td>東北東</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>19時00分</td> <td>南南東</td> <td>0.8</td> <td>03時00分</td> <td>東北東</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>20時00分</td> <td>北北東</td> <td>2.0</td> <td>04時00分</td> <td>北北東</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>21時00分</td> <td>北北東</td> <td>1.8</td> <td>05時00分</td> <td>北北東</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22時00分</td> <td>北</td> <td>1.5</td> <td>06時00分</td> <td>北東</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>23時00分</td> <td>北北東</td> <td>1.5</td> <td>07時00分</td> <td>北</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>08時00分</td> <td>西北西</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>09時00分</td> <td>南南西</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10時00分</td> <td>南南西</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>海象：海上 平穏、水温 約20℃（周防灘） 海上警報なし（瀬戸内海6月3日及び4日発表分）</p>	日時	風向	平均風速 (m/s)	日時	風向	平均風速 (m/s)	6月3日			6月4日			16時00分	南南西	2.7	00時00分	東北東	0.7	17時00分	南	1.5	01時00分	北北東	1.2	18時00分	南	1.5	02時00分	東北東	0.6	19時00分	南南東	0.8	03時00分	東北東	0.6	20時00分	北北東	2.0	04時00分	北北東	1.4	21時00分	北北東	1.8	05時00分	北北東	0.8	22時00分	北	1.5	06時00分	北東	1.5	23時00分	北北東	1.5	07時00分	北	0.8	—	—	—	08時00分	西北西	0.9	—	—	—	09時00分	南南西	1.7	—	—	—	10時00分	南南西	2.7
日時	風向	平均風速 (m/s)	日時	風向	平均風速 (m/s)																																																																										
6月3日			6月4日																																																																												
16時00分	南南西	2.7	00時00分	東北東	0.7																																																																										
17時00分	南	1.5	01時00分	北北東	1.2																																																																										
18時00分	南	1.5	02時00分	東北東	0.6																																																																										
19時00分	南南東	0.8	03時00分	東北東	0.6																																																																										
20時00分	北北東	2.0	04時00分	北北東	1.4																																																																										
21時00分	北北東	1.8	05時00分	北北東	0.8																																																																										
22時00分	北	1.5	06時00分	北東	1.5																																																																										
23時00分	北北東	1.5	07時00分	北	0.8																																																																										
—	—	—	08時00分	西北西	0.9																																																																										
—	—	—	09時00分	南南西	1.7																																																																										
—	—	—	10時00分	南南西	2.7																																																																										
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、底びき網漁を行う目的で、山口県防府市野島漁港から同港東南東方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて令和6年6月3日15時以降に出港した。</p> <p>船長の家族は、ふだん翌朝05時頃には防府市三田尻中関港に入港する船長が4日06時を過ぎても連絡がなく、船長の携帯電話に連絡をしたが応答がなかったので、07時頃に不審に思い、08時頃に漁業協同組合統括支店（以下「漁協統括支店」という。）に赴き、担当者には本船が入港しているかを尋ね、入港していないことを知った。</p> <p>漁協統括支店担当者は、船長の所属する漁協統括支店支所（以下「漁協支所」という。）担当者に連絡を取り、状況を説明した。</p> <p>漁協支所担当者は、09時20分頃に船長が行方不明である旨を海上保安庁に通報し、漁協統括支店担当者と今後の対応について協議した。</p> <p>船長の家族は、今後の捜索等に関して、漁協統括支店及び漁協支所の関係者に依頼し、連絡が来るまで自宅で待機した。</p> <p>漁協統括支店は、野島の東南東側の捜索に警戒船（以下「A船」という。）1隻及び漁船1隻、野島の北西側の捜索に漁船1隻の計3隻を捜索に当てることにした。</p> <p>A船は、10時00分頃、船長の漁師仲間3人が乗り込み、野島漁港から本件漁場に向けて出航した。</p> <p>10時45分頃A船に乗っていた漁師仲間は、漁具を引きながら、</p>																																																																														

	<p>2～3ノットの対地速力で東進中の本船を光市牛島西方沖で発見した。本船に接近中、3人の漁師仲間は海面に浮いていた底引き網の近くに、右足首が沈子のチェーンと袖網の間に絡まりうつ伏せの状態で見られている船長を認めた。</p> <p>漁師仲間2人は、横着けしたA船から本船に移乗した。</p> <p>A船に残った漁師仲間は漁協支所担当者に本船及び船長を発見した旨を連絡した。</p> <p>船長は、巡視船が到着した後、海上保安官により巡視船に引き揚げられ、山口県徳山下松港に搬送された。</p> <p>船長は、医師により、死因が数分での溺死、死亡推定時刻は4日00時00分頃であり、慢性関節リウマチが影響を及ぼしたと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、3日15時00分頃、野島漁港において、本船に氷を積み込んでいる姿を漁協支所担当者に目撃されたが、以後、発見されるまで目撃されていなかった。</p> <p>船長が行う本船の底びき網漁は、ふだん16時00分頃に出航し、本件漁場において、水深約30～50mの海底付近を袋網と呼ばれる網で引き、漁獲する漁法であった。</p> <p>船長は、ふだん、一晩で2回の操業を行い、水揚げする港に戻っていた。</p> <p>本船の漁具は、ワイヤロープ、合成繊維製ロープ及び沈子としてのチェーンが連結された引き網2本並びに網口を広げるためのFRP製のビーム（長さ約15m）、上部に浮子が34個付いた袖網（長さ約12m）及び袋網（長さ約12m）で構成されていた。（図1参照）</p> <div data-bbox="635 1361 1334 1814" data-label="Image"> </div> <p>(農林水産省漁業種類イラスト集を加工)  図1 本船の漁具構成 (イメージ図)</p> <p>本船が発見された際、主機は前進側にクラッチが入った状態で動いており、法定灯火及び後部甲板の作業灯が点灯していた。</p>

漁具は、ビームの左舷側が網から外され、左舷側の袖網が途中まで船尾甲板に上がっており、右舷側のビームは船尾右舷側の横ローラーの下部に引っ掛かった状態で船尾方に流れていた。

船長は、右足首が船尾から約2～3mの場所で沈子のチェーンと袖網の間に絡まり、左足が大きく開き、うつ伏せの状態、網の内側の海面付近を浮遊していた。

(図2、図3、写真2 参照)

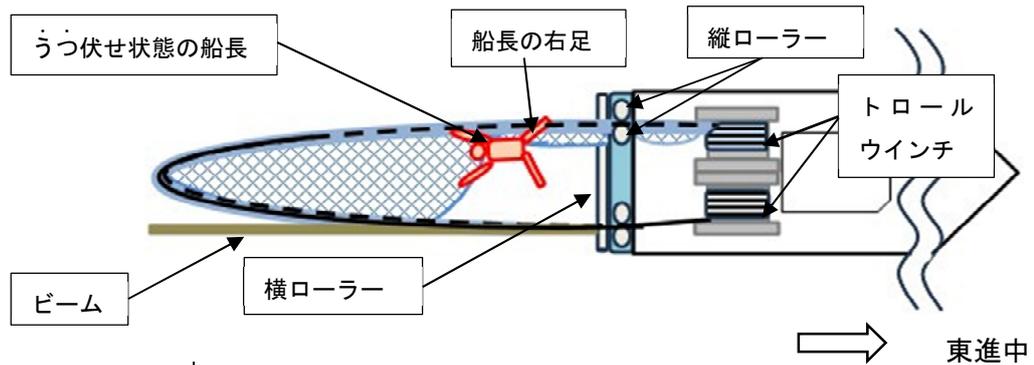


図2 船長及び本船の発見時の状況 (概要)

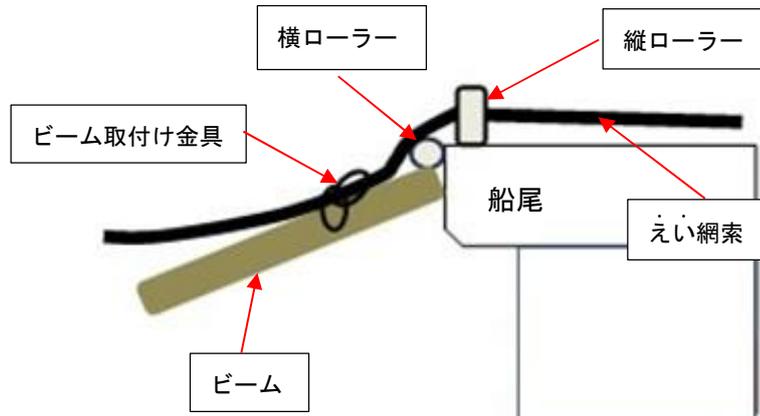


図3 船長及び本船の発見時のビームの状況 (概要)



写真2 船長発見時の右足の状況（再現）

本船のトロールウインチは、右用、左用に分かれており、左右別々にトロールウインチで調整しながら揚網作業を行っていた。

ふだん、揚網時のビームの取り込みは、えい網状態から、まず左舷側のトロールウインチで、左舷側えい網索を巻き揚げ、ビームの左舷接続部を船尾に近づける。（図4、図5参照）

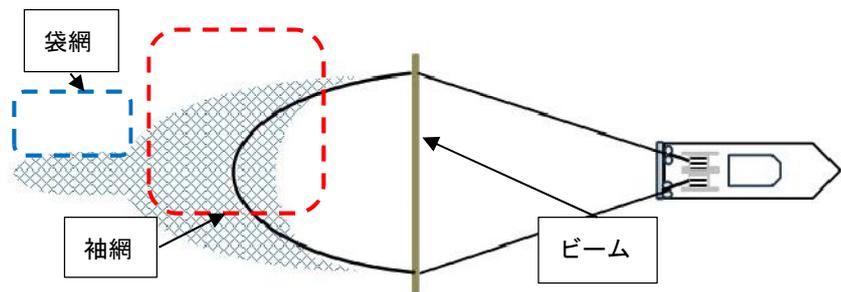


図4 えい網中（概要）

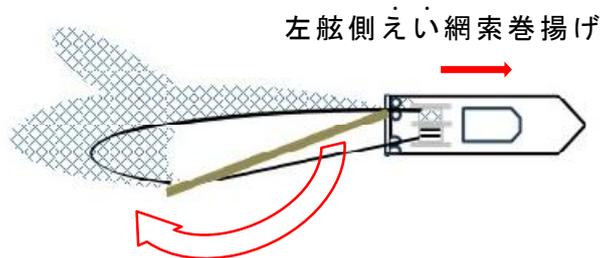
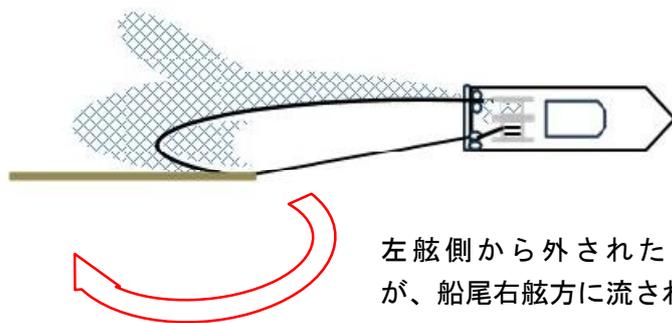


図5 左舷側のえい網索を巻き揚げ、ビームを寄せて、接続部をえい網索から外す途中の状態（概要）

次に、ビームの左舷接続部をえい網索から外し、右舷えい網索に接続された状態とする。（図6参照）



左舷側から外されたビームが、船尾右舷方に流される。

図6 ビームが右舷側えい網索に接続され、船内に取り込む準備ができる状態（概要）

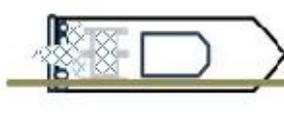
図6の状態から右舷側トロールウインチで、右舷側えい網索を巻き上げてビームを船尾右舷に引き寄せ、ビームを船内に取り込む準備状態とする。（図7参照）



右舷側えい網索巻揚げ

図7 右舷側えい網索に接続され、ビームを船内に取り込む準備ができた状態（概要）

ビームを右舷えい網索から外し、船内に取り込む。（図8参照）



右舷側からビームを船内に取り込む。

図8 右舷側からビームを船内に取り込んだ状態（概要）

船長は、上着、ズボン及び靴下を着用していたが、救命胴衣は着用しておらず、救命胴衣が操舵室に置かれ、船長の携帯電話も船内で発見された。

本船の船体には、他船との衝突痕や損傷はなかった。

本船のいけす等には、漁獲されたはも、たい等が保管されていた。

船長の家族及び漁師仲間によれば、船長は、足に慢性関節リウマチを患い、足を引きずっていることがあった。

本船は、海面から船尾舷縁までの高さが約120cm、海面から操舵室横の船縁までの高さが約105cmあり、落水した場合に水面から船上に上がる際に使用する縄ばしご等を備えていなかった。（写真3参

	<p>照)</p>  <p>写真3 本船の海面から船縁までの高さの状況</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、溺水による短時間での溺死であった。</p> <p>船長は、3日15時以降野島漁港を出港した本船が本件漁場における底びき網の揚網中、4日00時00分頃までの間に落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>本船の漁具は、本件漁場で発見された際、ビームの左舷側が網から外され、左舷側の袖網が途中まで船尾甲板に上がっており、右舷側のビームは船尾右舷側の横ローラーの下部に引っ掛かった状態で船尾方に流れていたことから、船長が、右舷船尾で横ローラーの下部に引っ掛かったビームを外そうとした際に体勢を崩して、船尾船縁から落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、足に慢性関節リウマチを患っていたことから、船上での姿勢の維持に影響を及ぼし、体勢を崩した可能性があると考えられる。</p> <p>本船には落水した場合に水面から船上に上がる際に使用する縄ばしご等が備えられておらず、船長は、落水後、自身の右足首が左舷側の袖網と沈子のチェーンとの間に挟まり、もがいているうちに短時間で溺死した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が本件漁場における底びき網の揚網中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>船長は、右舷船尾で横ローラーの下部に引っ掛かったビームを外そうとした際、体勢を崩して落水した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、甲板上で作業を行う際、足下</li> </ul>

	<p>に注意し、船外へ落水しないような姿勢で作業を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型漁船の乗船者は、暴露甲板上では常に救命胴衣を着用して作業等に当たること。</li><li>・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。</li><li>・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水した場合に備え、縄ばしご等を船体に設置しておくことが望ましい。</li></ul>
--	---

付図1 事故発生場所概略図

